

## プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>本規則は、定款第50条に基づき、プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関して定める。本協会に加盟又は登録するすべてのクラブ又はチーム及び選手は、本規則を遵守しなければならない。</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-1 対象</p> <p>本協会に登録するすべての選手を対象とする。</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p>(2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること</p> <p>(3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること</p> <p>(4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと</p> <p>③ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。</p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>本規則は、定款第50条に基づき、プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関して定める。本協会に加盟又は登録するすべてのクラブ又はチーム及び選手は、本規則を遵守しなければならない。</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-1 対象</p> <p>本協会に登録するすべての選手を対象とする。</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p>(2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下総称して「加盟リーグ等」という）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること</p> <p>(3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得ること</p> <p>(4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと</p> <p>③ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。</p>	

- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑤ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。
- ⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方又は第三者（選手の移籍元及び移籍先クラブを除く全ての者。以下、単に「第三者」という）に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部に関与する資格を第三者に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。
- ⑨ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

(中略)

1-3 プロA契約・プロB契約 ([別紙]表-1 参照)

③ プロC契約の報酬

- (1) プロC契約の基本報酬は年額460万円を超えてはならない。
- (2) プロC契約においては変動報酬は出場プレミアム及び勝利プレミアムに限り設定することができる。ただし、出場プレミアムは1試合あたり47,620円以

- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑤ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。
- ⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接または間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本⑧において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。
- ⑨ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

(中略)

1-3 プロA契約・プロB契約 ([別紙]表-1 参照)

③ プロC契約の報酬

- (1) プロC契約の基本報酬は年額460万円を超えてはならない。
- (2) プロC契約においては変動報酬は出場プレミアム及び勝利プレミアムに限り設定することができる。ただし、出場プレミアムは1試合あたり47,620円以

FIFA規則における「第三者」の定義の変更に伴う改正。選手が本規定における「第三者」には含まれないことを明示した。これにより、選手本人が、クラブとの間で、将来発生する当該選手の移籍に伴い当該クラブが獲得する移籍補償金の全部又は一部を当該クラブから受け取ることを事前に約束することが許容される。

下とし、勝利プレミアムはクラブにおけるプロA契約の勝利プレミアムの最低金額を上回ってはならず、本制度の主旨を逸脱するものであってはならない。

(中略)

#### 1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1 参照)

##### ① プロA選手の登録数

(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で25名以内(以下「25名枠」という)とする。

(2) 外国籍選手は「25名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。

(3) AFCチャンピオンズリーグに出場するクラブは、当該年度に限り、プロA契約選手の「25名枠」を「27名枠」とする。

##### ② プロA選手以外の登録数

プロB選手、プロC選手、社員選手及びアマチュア選手の登録数には制限がないものとする。

##### ③ 「25名枠」の例外

(「プロA契約25名枠 対象外認定申請書」(書式G)により所属リーグに申請)

##### (1) 年度途中のプロA契約への変更

アマチュア又はプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、その年度に限り「25名枠」の対象外とする(外国籍選手も同様)。プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「25名枠」の対象とする。

下とし、勝利プレミアムはクラブにおけるプロA契約の勝利プレミアムの最低金額を上回ってはならず、本制度の主旨を逸脱するものであってはならない。

(中略)

#### 1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1 参照)

##### ① プロA選手の登録数

(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で25名以内(以下「25名枠」という)とする。

(2) 外国籍選手は「25名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。

(3) AFCチャンピオンズリーグに出場するクラブは、当該年度に限り、プロA契約選手の「25名枠」を「27名枠」とする。

##### ② プロA選手以外の登録数

プロB選手、プロC選手、社員選手及びアマチュア選手の登録数には制限がないものとする。

##### ③ 「25名枠」の例外

(「プロA契約25名枠 対象外認定申請書」(書式G)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。)

##### (1) 年度途中のプロA契約への変更

アマチュア又はプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、その年度に限り「25名枠」の対象外とする(外国籍選手も同様)。プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「25名枠」の対象とする。

C契約の選手については、上記の権利が制限される

手続きの変更に伴う改正

(2) 自クラブの育成組織出身及び在籍選手

自クラブの第3種又は第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手は、同クラブのチームに在籍する場合、「25名枠」の対象外とする。ただし、外国籍選手はこれに含まない。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。

(3) ケガ・疾病等

ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手は、その年度は「25名枠」の対象外とする（ただし、医師の診断書を必要とする）。

(4) 海外研修からの帰国

海外研修している選手が所属リーグに事前に通知し日本の年度途中で帰国し再登録する場合、その年度に限り「25名枠」の対象外とする。ただし、年度最初の公式試合前に帰国した場合は、「25名枠」の対象とする。

(5) 期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は、移籍先クラブでは「25名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外とする。

(6) 「25名枠」の対象外となっているプロA選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「25名枠」の対象となるものとする。

(7) その他

上記のいずれにも該当しない場合は、Jリーグ理事会でその措置を決定する（JFLにも関係する場合は、本協会理事会で決定する）。

(中略)

(2) 自クラブの育成組織出身及び在籍選手

自クラブの第3種又は第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手は、同クラブのチームに在籍する場合、「25名枠」の対象外とする。ただし、外国籍選手はこれに含まない。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。

(3) ケガ・疾病等

ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手は、その年度は「25名枠」の対象外とする（ただし、医師の診断書を必要とする）。

(4) 期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は、移籍先クラブでは「25名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外とする。

(5) 「25名枠」の対象外となっているプロA選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「25名枠」の対象となるものとする。

(6) その他

上記のいずれにも該当しない場合は、Jリーグ理事会でその措置を決定する（JFLにも関係する場合は、本協会理事会で決定する）。

(中略)

不要のため削除

2-1 本協会への登録

(中略)

⑫ 登録ウインドーの例外

(1) ⑪にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。

(2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されている他のゴールキーパーの選手について、怪我等により試合に出場することができない特別な事情があり、かつ、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請）。

(3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請）。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該シーズンの2月1日の前日における満年齢とする）

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意

2-1 本協会への登録

(中略)

⑫ 登録ウインドーの例外

(1) ⑪にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-1）により本協会に申請）。

(2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-2）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。

(3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍（「育成型期限付移籍」）については、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする（「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」（書式H-3）により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。）。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること（選手の年齢は、当該シーズンの2月1日の前日における満年齢とする）

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意

表現の適正化

手続きの変更に伴う改正

運用ルールを規程にて明確化

手続きの変更に伴う改正

していること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Ｊリーグ又はＪＦＬの第１種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑩の適用対象とはならない。

(中略)

12. 改正

していること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム（Ｊリーグ又はＪＦＬの第１種チーム）の選手として試合に出場する場合（特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等）は、⑩の適用対象とはならない。

(中略)

12. 改正

2019年11月14日